

# MUFG Focus USA Weekly

## 経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY  
Hiroshi Kurihara | 栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)  
Director and Chief U.S. Economist

### 英国のEU離脱判断を受けて一段と注目される米国の移民制度改革の行方

#### 【要旨】

- ◇ 6月23日の英国の国民投票ではEUからの離脱が選択されたが、背景の一つにEU域内から英国への移民の急増が指摘されている。状況は異なるが米国でも移民制度改革の議論が続いており、11月の大統領選挙に向け議論の行方が注目される。
- ◇ 米国では大規模な不法移民の存在等から、移民制度改革が求められている。2013年には包括的な移民制度改革法案（「国境警備の強化」、「一定の不法移民に暫定的な移民ステータス付与」、「有期就労ビザの拡大」）に超党派の合意が得られつつあったが、最終的には議会で可決できなかった。代わりに、オバマ大統領は大統領権限による移民政策を打ち出したが、今週の最高裁判断で実質的に差し止めとなった。このため、新大統領の下で法案成立による改革が改めて期待される状況だ。
- ◇ 共和党トランプ氏は移民政策について、不法移民を国外退去させた後に合法手続きで一部を戻すとしているほか、現行の有期就労ビザに否定的な発言等をしている。不法移民は1,100万人に上るため大規模な国外退去は現実味が乏しい一方、滞在の合法化を支持する可能性も低そうだ。
- ◇ 民主党クリントン氏は、不法移民の将来的な市民権獲得を含む包括的な移民制度改革を支持している。ただし、主に社会政策的な側面からの支持で、成長促進や財政改善等といった経済政策的な側面（効果）はそれほど重視していないとみられる。クリントン氏の下での改革は、2013年の法案等との比較では成長促進的とならない可能性があるほか、共和党と妥協できるのかも不透明である。
- ◇ 移民政策の経済的な影響について、人口の増加ペースが鈍化し労働参加率が低下傾向で、失業率の低下余地も限られてきている現状では、移民で労働力人口を押し上げることのプラス影響は大きいだろう。また、米国における移民は起業にも積極的に技術革新への貢献も大きいとみられる。英国の国民投票の結果等が影響し、米国の移民政策の議論が内向きに傾き過ぎないかどうか注視が必要である。

## 11月の大統領選挙に向け移民制度改革の議論が注目される

6月23日の英国の国民投票ではEUからの離脱が選択されたが、背景の一つにEU域内から英国への移民の急増が指摘されている。状況は異なるが米国でも移民制度改革の議論が続いており、11月の大統領選挙に向けその行方が注目される。

### 「外国生まれの居住者」は人口の13.3%

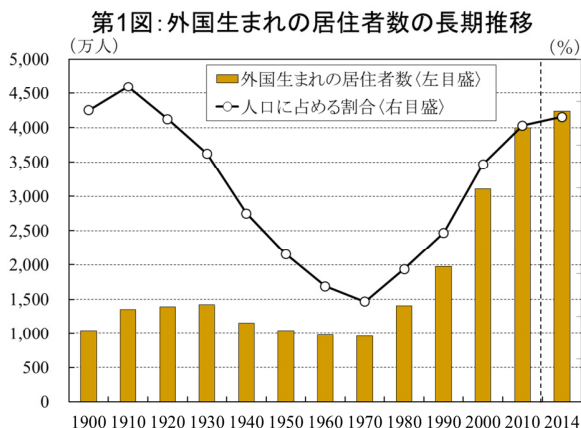
はじめに近年の米国の移民の状況を簡単に確認しておきたい。移民には様々な定義があるが広義には「外国生まれの居住者」と捉えられ、米国においては「帰化者（市民権を獲得）」、「永住権保有者」、「長期滞在ビザ保有者」、「難民・亡命者」、「不法居住者（不法移民）」に大別できる。本 Weekly の移民は広義の意味で使用する。

「外国生まれの居住者」は直近2014年に4,240万人で人口の13.3%を占めている（第1図）。米国の移民人口は増加傾向にあるが、最近になって急増しているわけではなさそうだ。

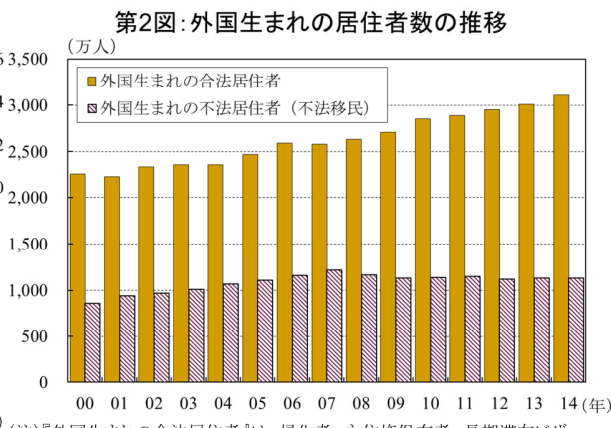
「外国生まれの居住者」の内訳は統計が存在せず明らかではないが、幾つかの推計等からイメージを掴むとすれば「帰化者」が2,000万人弱、「永住権保有者」が1,200~1,300万人程度、「長期滞在ビザ保有者」が数百万人、「不法移民」が1,100万人程度とみられる（注1）。なお、不法移民数は、2007年頃にピークをつけ近年はほぼ横這いで推移しているようだ（第2図）。背景には、2001年のテロ以降において段階的に対策を強化してきたこと等が指摘されている。

また、「外国生まれの労働者」は2015年に2,626万人で労働力人口全体の16.7%を占めている。うち雇用者は2,496万人、失業率は4.9%である。

（注1）例えば、国土安全保障省は、「永住権保有者」は2013年1月1日時点で1,310万人、「長期滞在ビザ保有者」は2012年1月1日時点で190万人と推計している。



（資料）米国商務省、ピュー・リサーチ・センター統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成



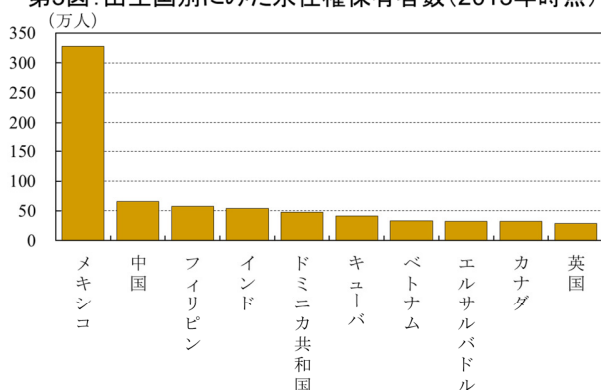
（注）「外国生まれの合法居住者」は、帰化者、永住権保有者、長期滞在ビザ保有者等を含む。  
（資料）ピュー・リサーチ・センター資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## メキシコは永住権保有者の25%、不法移民の59%を占める

ここで参考までに永住権保有者と不法移民について出生国別の状況を確認する。出生国別の永住権保有者数は、国土安全保障省の2013年1月を対象にした推計によれば、メキシコが最大の333万人で保有者全体の25%を占めている（第3図）。次いで中国が64万人で同5%、フィリピンが59万人で同4%となっている。

出生国別の不法移民数は、国土安全保障省の2012年1月を対象にした推計によれば、メキシコが672万人で不法移民全体の59%を占め、次いでエルサルバドルが69万人で同6%となっている（第4図）。なお、不法移民が居住している州をみると、カリフォルニア州が最も多く282万人で不法移民全体の25%を占めている。次いでテキサス州が183万人で同16%、フロリダ州が73万人で同6%、ニューヨーク州が58万人で同5%と推計されている。

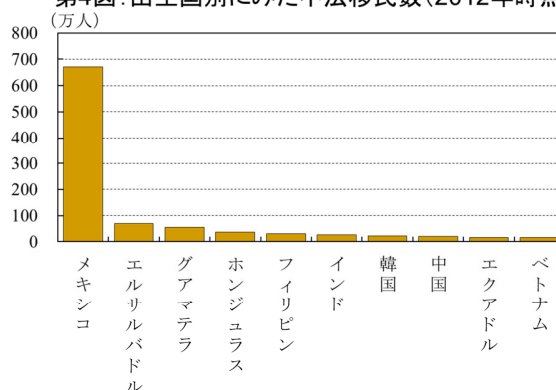
第3図：出生国別にみた永住権保有者数(2013年時点)



(注) 1. 米国国土安全保障省による推計値。  
2. 上位10カ国を表示。

(資料) 米国国土安全保障省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第4図：出生国別にみた不法移民数(2012年時点)



(注) 1. 米国国土安全保障省による推計値。  
2. 上位10カ国を表示。

(資料) 米国国土安全保障省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## 移民制度改革は新大統領の下で法案成立による改革が期待される状況

米国ではこの様な大規模な不法移民の存在等から、移民制度改革が求められている。2013年には包括的な移民制度改革法案（「国境警備の強化」、「一定の不法移民に暫定的な移民ステイタス付与<sup>(注2)</sup>」、「有期就労ビザの拡大」）に超党派の合意が得られつつあったが、最終的には議会で可決できなかった（第1表）。代わりに、オバマ大統領は大統領権限による移民政策を打ち出したが、6月23日の最高裁判断で実質的に実施が差し止めとなった<sup>(注3)</sup>。このため、新大統領の下で法案成立による改革が改めて期待される状況だ。

(注2) 連邦最高裁は2016年6月23日、オバマ大統領が2014年11月に発表した大統領権限による移民政策について判断を示さず、実質的に実施が差し止めとなった。この大統領権限による移民政策は、400～500万人程度の不法移民を本国送還せず就労を合法とするもので、市民権または永住権を持つ子供の親が対象であった。クリントン氏も大統領権限による移民政策を支持していた。

(注3) 不法移民への対応については、合法的な地位を与えるのか国外退去の圧力を強めるのかの選択となる。不法移民に永住権等を与えたことは過去にもあり、レーガン政権時の1986年に成立した法律では270万人が対象となっ

た（170万人の不法移民に永住権を付与、100万人の農業従事者により高い就労ステイタスを付与）。

第1表：「2013年の包括的移民制度改革法案」と「大統領権限による移民政策」の概要

包括的移民制度改革法案 (2013年に上院で可決、下院では可決できず廃案)	オバマ大統領の大統領権限による移民政策 (2014年11月に発表、2016年6月の最高裁判断で 実質的に実施が差し止め)
<p>【国境警備の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>～メキシコとの国境を100%監視できる警備体制を構築、国境警備強化に460億ドル支出</li> <li>・米国とメキシコ間の国境警備の人数を少なくとも倍の38,000人程度に拡充</li> <li>・国境に700マイルのフェンスを完成させる(=350マイル新設)</li> <li>・国境に新たな監視手段を導入(監視塔、カメラシステム、地上センサー、放射線検出器、移動監視システム、ドローン、ヘリコプター、飛行機、船等)</li> <li>・雇用主に労働者の法的地位の電子認証を義務付け</li> <li>・空港や港から出発する人を追跡する電子システムの立ち上げ</li> </ul> <p>【不法移民への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の条件を満たす不法移民に対し、法案成立後6ヵ月以内に暫定的な移民ステイタスを付与</li> <li>・条件は、「2011年12月31日以前から滞在している」、「500ドルの罰金を支払う」、「重犯罪歴が無い」等</li> <li>・暫定的な移民ステイタスの下で就労や旅行が可能、ヘルスケア等の社会保障関連は対象外</li> <li>・暫定的な移民ステイタスで6年経過すると、500ドルの支払いで追加6年の更新が可能</li> <li>・暫定的な移民ステイタスで10年間経過すると、条件を満たせば永住権の申請が可能</li> </ul> <p>【有期就労ビザの拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高技能労働者向けH1Bビザの発給上限を年間65,000件から110,000件へ引き上げ</li> <li>・別枠で科学技術関連の発給を25,000件増加</li> <li>・需要次第では発給上限を年間180,000件まで引き上げ</li> <li>・起業ビザを新設</li> <li>・低スキル労働者向けの新たなWビザは年間200,000件まで発給</li> </ul>	<p>【国境警備の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国境で不法入国者に対する取り締まりを強化</li> </ul> <p>【不法移民への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家の安全保障や公共の安全の脅威となる不法移民は国外退去させる</li> <li>・一定の条件を満たす不法移民については、登録した上3年間は国外退去を行わず就労を認める</li> <li>・条件は、「5年以上居住し、市民権または永住権を持っている子供の親」、「税金の支払いを開始」、「生体認証データの提出」(対象は不法移民の半分に相当する500万人程度)</li> <li>・市民権獲得やオバマケアを通じた保険へのアクセス等は含まず</li> </ul>

(資料)各種資料・報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## 移民政策の議論が内向きに傾き過ぎないかどうか注視が必要

共和党トランプ氏は移民政策について、不法移民を国外退去させた後に合法手続きで一部を戻すとしているほか、現行の有期就労ビザに否定的な発言等をしている（第2表）。不法移民は1,100万人に上るため大規模な国外退去は現実味が乏しい一方、滞在の合法化を支持する可能性も低そうだ<sup>(注4)</sup>。一先ず、来月の党大会で共和党がどのような政策綱領を採択するか注目される。

民主党クリントン氏は、不法移民の将来的な市民権獲得を含む包括的な移民制度改革を支持している。ただし、主に社会政策的な側面からの支持で、成長促進や財政改善等といった経済政策的な側面はそれほど重視していないとみられる。クリントン氏の下での改革は、2013年の法案等との比較では成長促進的とならない可能性があるほか、共和党と妥協できるのかも不透明である。

経済政策的な側面では、人口の増加ペースが鈍化し労働参加率が低下傾向で、失業率の低下余地も限られてきている現状では、移民で労働力人口を押し上げることのプラス影響は大きいだろう。また、米国における移民は起業にも積極的で技術革新への貢献も大きいとみられる。英国の国民投票の結果等が影響し、移民政策の議論が内向きに傾き過ぎないかどうか

注視が必要である。

(注 4) 国境警備の強化について、トランプ氏の「メキシコとの国境に壁を作る」等の発言が注目されているが、2013年の包括的移民制度改革法案においてもフェンス構築を含め国境警備強化に 460 億ドルもの拠出が盛り込まれていた。

第2表：クリントン氏とトランプ氏の移民政策の概要

ヒラリー・クリントン氏の移民政策	ドナルド・トランプ氏の移民政策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的な移民改革を目指す(不法移民に対し平等な市民権獲得の道をひらくことが大切)</li> <li>・オバマ大統領の大統領権限による移民政策を支持</li> <li>・所謂「3年/10年ルール」を廃止する</li> <li>・永住権保有者のうち帰化の資格がある900万人に対して、帰化を促進(費用免除の拡大、言語プログラムへのアクセス改善等)</li> <li>・移民の地域コミュニティへの統合を促進</li> <li>・オバマケアを通じた保険へのアクセス拡大</li> <li>・民間による移民拘留施設を閉鎖</li> </ul>	<p>【国境警備の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年の移民改革法案では不十分</li> <li>・移民・関税執行局の職員を3倍に</li> <li>・メキシコとの国境に壁を作る</li> <li>・イスラム教徒の一時的な入国禁止(恒久的ではない)</li> </ul> <p>【不法移民への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法移民を一旦退去させる(合法な手続きを経て一部は戻ってくる)</li> <li>・全国的な電子認証システムを導入</li> <li>・犯罪をおかした外国人を強制送還</li> <li>・米国の失業者を優先して雇用</li> </ul> <p>【有期就労ビザの拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HIBビザは好ましくない、米国の労働者にとって不公平</li> </ul>

(資料)各種資料・報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2016年6月24日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.